相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　中村祖代五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
事務所島根県松江市母衣町一九六番地　津田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　津田　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　伊塚　庄藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
事務所島根県松江市母衣町一九六番地　津田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　津田　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市浜野三丁目三八一番地、最後の住所岡山市豊成二丁目三番三六―二〇一号
被相続人　亡　田尻　幸秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号　大三ビル三階　岡山合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上田　序子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県吉野川市美郷字下浦二九九番地、最後の住所徳島県三好市三野町芝生一二七〇番地の三〇長生園
被相続人　亡　枝川マツヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号　大三ビル三階　岡山合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上田　序子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市浜野三丁目三八一番地、最後の住所岡山市豊成二丁目三番三六―二〇一号
被相続人　亡　田尻　幸秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
徳島県三好郡東みよし町昼間一一八八番地
相続財産管理人　司法書士　山口　浩志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡戸波村本村一二二〇番地、最後の住所不明
被相続人　亡　佐野　重則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
高知県高岡郡佐川町甲一二四九番地二三
相続財産管理人　司法書士　田中　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市大字岬二四五四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　安武　壹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
事務所福岡県大牟田市正山町二六番地
相続財産管理人　司法書士　竹本　安伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良市加治木町反土一七番地、最後の住所鹿児島県姶良市加治木町木田一二二七番地
被相続人　亡　米園　數己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
鹿児島県姶良市加治木町新生町一一五番地、事務所鹿児島県姶良市加治木町仮屋町九六番地
相続財産管理人　神﨑　正泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県糸満市字糸満四三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　上原　ジル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
沖縄県糸満市字糸満三九一番地の三みはらしC―二
相続財産管理人　宮城千鶴子

公示送達

宇都宮都市計画事業真岡市東光寺土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県真岡市荒町一一五一番地
氏名　渡辺　忠征
住所　栃木県真岡市並木町三丁目三三番地六
氏名　サワヤハウス株式会社
住所　不明
氏名　福田　弥平
住所　栃木県芳賀郡真岡町大字田町七四番地
氏名　森田　クニ
住所　栃木県真岡市荒町二五番地
氏名　合名会社岡部銀行
住所　栃木県芳賀郡真岡町大字田町一六番地
氏名　川崎　市郎

二　通知の内容
宇都宮都市計画事業真岡市東光寺土地区画整理事業の換地計画において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書及び換地図のとおりです。
よって、土地区画整理法第百三条第一項の規定により通知します。
なお、各明細書及び換地図は省略し、それらを栃木県真岡市荒町五一九一番地真岡市役所の掲示板において掲示します。

教示
一　この処分について不服があるときは、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百二十七条の二第一項及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内（同法第十四条第一項）に栃木県知事に審査請求することができます。
二　この処分について不服があるときは、右記一の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内（同法第十四条第一項）に真岡市東光寺土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
三　右記一の審査請求をした場合においては、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内（同法第十四条第三項）に真岡市東光寺土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十二年五月二十一日
栃木県真岡市荒町五一九一番地
宇都宮都市計画事業真岡市東光寺土地区画整理事業
施行者　真岡市東光寺土地区画整理組合
代表者　理事長　山田　昭夫

第27期決算公告

平成22年5月21日　東京都八王子市北野町559番地6
株式会社チルディー
代表取締役　紺野世志雄

貸借対照表の要旨
（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	371,281	流動負債	2,025,057
固定資産	1,291,146	固定負債	86,071
有形固定資産	1,264,324	負債合計	2,111,128
無形固定資産	18,792	株主資本	△448,701
投資その他の資産	8,030	資本金	99,000
		利益剰余金	△547,701
		その他利益剰余金	△547,701
		純資産合計	△448,701
合計	1,662,427	合計	1,662,427

（注）　当期純損失は189,106千円です。